

郵便でしていただく転出届について

住所は、引っ越しをしてから14日以内に新しい住所地に異動する必要があります。

他市区町村から住所異動の手続きをする場合は、郵便で転出証明書を取り寄せてください。

※「マイナンバーカード」・「住民基本台帳カード」をお持ちの人は、カードを使って新しい住所地へ転入届をすることができます。その場合も、今まで住所のあった市区町村へ転出届が必要です。転出届後(四日市市の場合は転出届受領後)お電話しています。)

「マイナンバーカード」・「住民基本台帳カード」を新しい住所地の市区町村へ提出して転入届をしてください。(「転出証明書」は交付されません。)

【手順】

- ① 反対面の必要事項をすべて記入してください。
- ② 手続きに必要なものや手数料について下記の内容を確認してください。ご不明の点がありましたら、今まで住所があった市区町村の担当課(市民課・町民課など)にご連絡ください。(印鑑登録証・国民健康保険証の返却など、手続きをする人によって違います。)

《本人確認書類について》

郵送での転出には本人確認書類の写しが必要です。
運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付き)、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、介護保険証等

※通知カードは本人確認書類にはなりません。

本人確認書類をお持ちでない場合は、今まで住所があった市区町村の担当課へ事前に電話をして、確認してください。

今までの住所が四日市市の場合は、下記までお送りください。

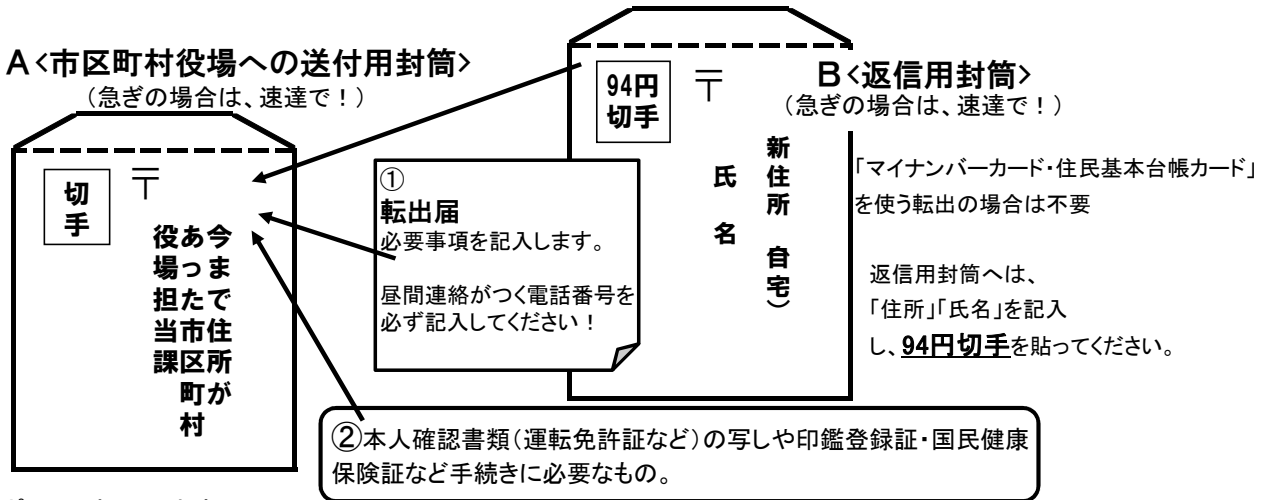
(市役所の個別郵便番号ですので、住所は記入不要です。)

〒510-8601
四日市市役所市民課郵送担当宛

TEL(059)354-8553(郵送担当直通)
FAX(059)359-0282

問い合わせ先(メモ欄としてご利用ください。)

- ③ 封筒と切手を用意して、①で用意した転出届と②で指示のあった必要書類、B<返信用封筒>をAの封筒へ入れます。



- ④ ポストへ投函します。
不備等がなければ、1週間ほどで返送されてきます。〈お急ぎの場合は、速達扱い(+290円)で送ってください。〉
郵便物がきちんと届くように、郵便局の「転居届」も出すようにしてください。(最寄の郵便局におたずねください。)

※「マイナンバーカード」・「住民基本台帳カード」を使う転出の場合、転出証明書は交付されませんので、投函してから2~3日後、今までの市区町村役場へ電話で転出処理ができていないか確認して下さい。

- ⑤ 「転出証明書」が届き次第、運転免許証など本人確認書類を持参のうえ、「転入届」の手続きを新しい住所地の市区町村役場で行ってください。(「転入届」は郵送ではできません。)
本人確認書類等、手続きに必要なものについては、新しい住所地の市区町村役場の窓口でご確認ください。

※「マイナンバーカード」・「住民基本台帳カード」を使う転入の場合、引越しの日から必ず**14日以内**に新しい住所地の市区町村役場へカードを持って転入届をして下さい。届書が遅れると「転出証明書」が必要になります。また、新しい市区町村でのカードの継続利用ができなくなりますので注意してください。カードの継続利用処理の手続きをしていただくのに、引っ越し方全員の「マイナンバーカード」・「住民基本台帳カード」と暗証番号が必要です。

〈郵 送 用〉

どちらか必ず
☑をして下さい

- 転出証明書の請求書
- 個人番号カードを使う転出届（転出証明書は不要）
- 住民基本台帳カードを使う転出届（転出証明書は不要）

市区町村長様

令和

年

月

日

次のとおり、転出届をします。

新しい住所 (転出先)	〒 マンション・アパート名 部屋番号まで書いてください。	(新世帯主)
今までの住所 (住民登録のあるところ)	マンション・アパート名 部屋番号まで書いてください。	(旧世帯主)

転出日 (引っ越しをした日)	令和 年 月 日
-------------------	----------

転出する人全員について記入してください。

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	続 柄 (世帯主・妻・子など)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

請求者氏名	(本人確認書類を添付した人の署名) 印 (外国人住民の方はサイン)	(屋間連絡がつく電話番号を必ず記入。) — —
-------	---	--------------------------------

※四日市市に送付する場合は、押印は不要です。